

〇うきは市広報紙広告募集要領

(趣旨)

第1条 この告示は、うきは市広告掲載要綱（令和3年うきは市告示第21号。以下「広告掲載要綱」という。）第3条の規定に定めるもののほか、市が発行する「広報うきは」（以下「広報紙」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第2条 広告の規格及び掲載料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1枠（縦45ミリメートル×幅82ミリメートル・2色刷） 広報紙1号につき1万円
- (2) 合併枠（縦45ミリメートル×幅170ミリメートル・2色刷） 広報紙1号につき2万円
- (3) 掲載枠は1号につき上限8枠とする。

2 前項に関わらず、第5条第3号に該当するものについては、1枠2万円、合併枠4万円とする。

3 広告掲載料は、市長が定める期日までに一括前納しなければならない。

4 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めによらない事由により広告の掲載ができない場合は、この限りでない。

(広告の掲載位置及び配置)

第3条 広告の掲載位置及び配置は、広報紙発行の所管課で行うものとする。

(広告の掲載回数)

第4条 広告の掲載回数の指定は、1回単位とし、同一年度内において最長連続23回とする。

(広告の掲載順位)

第5条 広告の掲載を希望するもの（以下「広告掲載希望者」という。）が、多数いた場合においては、掲載する広告の順位は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人その他非営利団体
- (2) 市内に事業所等を有する民間企業及び自営業者
- (3) 市外に事業所等を有する民間企業及び自営業者
- (4) その他市長が対象者であると認めたもの

(広告掲載希望者の募集)

第6条 市長は、広報紙、市ホームページ等により広告の掲載を希望する者を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載希望者の数が募集する広告の枠数に満たないときは、前条に規定するものに対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、うきは市広報紙広告掲載申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、掲載を希望する広報紙の発行日の40日前までに、市長に提出しなければならない。ただし、提出後の版下の変更は認めない。

2 広告代理店等広告主から依頼を受けて広告媒体を確保し、広告の作成を行うものを広告掲載申込者とするすることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、広告掲載の可否決定を行うに当たり、優先順位を同じくする複数の広告掲載申込みがあったときは、申込みの受付順とする。ただし、掲載希望回数が多いものは、先順序とする。

2 前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載申込者にうきは市広報紙広告掲載決定通知書(様式第2号)をもって通知するものとする。

3 前項の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出するものとする。

4 広告掲載申込者に市税等の滞納が認められた場合は、広告掲載を決定しない。ただし、滞納分が完納された場合は、この限りでない。

(広告掲載決定の取消し等)

第9条 市長は、広告掲載基準に違反すると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において、既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めによらない事由により広告の掲載ができない場合、その他市長が認める場合は、この限りでない。この場合の返還金には、利子を付さない。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 原稿及び広告物の作成経費は、広告主が負担するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

(広告の掲載回数の特例)

令和3年度における第4条の適用については、同条中「23回」とあるのは、「19回」とする。